

平成27年8月17日

国土交通省 運輸審議会 御中

福岡市東区香椎駅前2丁目5-39

安川タクシー株式会社

代表取締役 安川哲史



## 公 述 申 込 書

1. 事案番号

平27第5017号

2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(福岡交通圏)について

3. 指定する地域

福岡交通圏

4. 公述しようとする者の名称及び住所並びに代表者名

福岡市東区香椎駅前2丁目5-39

安川タクシー株式会社

代表取締役 やすかわてつし 安川哲史 59歳

電話:092-681-1334

自宅

電話番号

5. 事案に対する賛否

賛 成



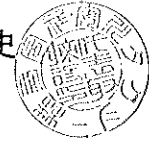
平成27年8月17日

国土交通省 運輸審議会 御中

福岡市東区香椎駅前2丁目5-39

安川タクシー株式会社

代表取締役 安川哲史



## 公 述 書

私は、福岡交通圏で一般乗用旅客自動車運送事業を経営しております、安川タクシー株式会社の代表取締役の安川でございます。

今回、福岡交通圏の特定地域の指定につきまして、賛成の意見を述べさせていただきます。

### 1. 福岡交通圏の現状について

平成14年2月の道路運送法等改正法の施行により実施されました規制緩和では、事業者の創意工夫及び市場における公正な競争を通じて事業の活性化・効率化、サービスの質の向上を通じて、利用者の利便の増進を図ることが期待されておりました。

しかし、需給調整規制が廃止され新規参入が免許制から許可制へ変更、増車について認可制から届出制への変更された関係で、福岡交通圏におきましては、新規参入事業者が相次ぎ、又、新規参入事業者と既存事業者の増車により車両数が大幅に増加したため、供給過剰状態に陥り、併せて、事業者間の競争も激しくなり、日車営入が減少するなどして、タクシー乗務員の賃金等の労働条件の悪化、景気の低迷によるタクシー需要の減少も相まってタクシー事業の収益基盤の悪化、中心市街地における道路混雑等の交通・環境問題、利用者サービスが不十分と行った問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分発揮することが困難な状況になりました。

そうした状況を踏まえて、平成21年10月に施行された旧タクシー特措法により、地方運輸局、地方公共団体、利用者・消費者団体、学識経験者、タクシー事業者、労働組合を構成員とする協議会が設置され、その中で特定地域計画を策定し、タクシー事業の適正化ということで、自主的な減・休車でしたが、車両数の減少が図られたことにより、日車営収が微増するなど一定の効果はありました。

しかし、規制緩和前の日車営収にはほど遠い状況で、利用者の信頼を取り戻すことは出来ず、全体の総営業収入は依然としては減少傾向が続いておりました。

また、事業再構築として実施しました減・休車が事業者の自主的な判断に委ねられたこともあり、協力的な事業者と非協力的な事業者との間で不公平感が生じ、今回の特定地域指定の賛否の議論の中でもその意見が浮き彫りにされました。

タクシー業界は乗務員不足と高齢化問題を抱えており、若者が入ってこないのは賃金が安く魅力がないとされております。

これまで、福岡交通圏におきましては、タクシー事業の活性化として、英語、中国語、韓国語に対応できるタクシーコンシェルジュを博多駅と福岡空港に配置し、タクシーを利用される一般客のみならず外国人旅行者に乗車案内や観光案内サービスを提供しております。また、会社間の垣根を越えた、従来のタクシーよりもワンランク上のサービスを提供するプレミアムタクシーを導入して、福岡の歴史、伝統、文化を伝えるタクシーとして運行に取り組んでおり、利用者からも高い評価を頂いております。

## 2. 特定地域の指定について

今回の改正特措法の趣旨は、タクシー事業の需要の活性化を図り、タクシーの供給過剰状態を適正化して、タクシーの公共交通機関としての機能を十分発揮できるようにしていくことが、タクシー事業者はもちろんのこと、タクシーを利用する方々にも大事であり、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等タクシーが全ての関係者にとり、望ましい姿となることが重要なことだとなっております。

福岡交通圏は、国の定めました「特定地域指定基準」の車両の稼働効率、事業者

の収支状況、流し営業、地域の需要動向、運転者の賃金水準等、いずれの指標にも適合しており、最後にあります地域の意向動向につきましても、6月17日開催されました準特定地域協議会におきまして、一部の反対意見はありましたが、全構成員の賛成により特定地域の指定については合意されました。

事業者の収支状況につきましては、当社も同様な状況で日車営業は減少傾向にあり、営業収入も毎年減少しており、厳しい経営状況が続いております。

このような、状況から脱却するためにも特定地域の指定を受け、改正特措法の趣旨に沿って適正化、活性化を図ることが必要と思います。

今後、高齢化社会を迎えて、高齢者や障害者等交通弱者の輸送が増加してくると思いますので、ドア・ツー・ドアの個別輸送機関であるタクシーの役割はますます重要になってくると考えております。

各社それぞれ意見はあると思いますが、特定地域に指定されることで、協議会の中でタクシー業界全体の経営効率化を含め、労働条件の改善、利用者の満足度の改善等の議論を深めることにより、タクシーが安定的に利用者を安全に輸送していきける環境にしていくことが大事なことだと思います。

そのためにも、福岡交通圏のタクシーが地域公共交通機関としての機能を十分発揮できますよう、特定地域の指定を頂きますようお願い致します。